

各

都 道 府 県 知 事
大気汚染防止法政令市長

 殿

環境省水・大気環境局長

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和 7 年環境省令第 4 号。以下「改正省令」という。）が令和 7 年 2 月 17 日に、また、排出ガス中の水銀測定法の一部を改正する件（環境省告示第 66 号。以下「改正告示」という。）が令和 7 年 9 月 11 日に公布され、いずれも 10 月 1 日から施行されることとなった。

これらの省令及び告示の改正は、令和 6 年 9 月 25 日の中央環境審議会答申「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について（第三次答申）」を踏まえ、水銀排出施設の種類、一部の施設における排出基準値、水銀濃度の測定方法等を見直すこと等について、所要の規定の整備を行ったものである。貴職におかれては、下記の事項に留意の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等への周知徹底を図るとともに、その円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正の概要

（1）連続測定を導入

規則第 16 条の 18 第 2 項の規定の適用を受ける水銀排出施設であって、以下の①又は②に当たる施設は、定期測定（規則第 16 条の 19 第 2 号）及び再測定（規則第 16 条の 19 第 3 号）に代えて、環境大臣が定める測定法のうち、水銀濃度を連続的に測定することが可能な方法（以下「連続測定」という。）により行うことができることとする。

①規則別表第 3 の 3 の 3 の項から 6 の項までに掲げる施設

②規則別表第 3 の 3 の 8 の項に掲げる施設のうち、大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号）別表第 1 の 13 の項に掲げる廃棄物焼却炉であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物を

処理する施設又は同法第8条第1項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）

(2) 連続測定による測定結果の記録方法および保存義務

(1) で対象となる施設において連続測定を行った場合に、その測定結果（水銀濃度）を記録し、3年間保存することを義務付けることとする。

(3) 排出基準の見直し

ア. 銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設等に係る排出基準の見直し

規則別表第3の3（新規施設）及び大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第22号）附則別表第1（既設施設）において定める銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設の排出基準について、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、次表のとおり、規則別表第3の3の5の項に掲げる施設のうち銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設、同附則別表第1の5の項に掲げる施設のうち銅の二次精錬施設に係る排出基準を見直すこととする。

大気汚染防止法の 水銀排出施設		排出基準（現行） ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)		排出基準（見直し） ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
		新規施設	既設施設	新規施設	既設施設
一次 施設	銅又は工業金	15	30	15	30
	鉛又は亜鉛	30	50	30	50
二次 施設	銅	100	400	<u>50</u>	<u>300</u>
	鉛又は亜鉛			<u>50</u>	400
	工業金	30	50	30	50

※下線部太字が改正部分

イ. IGCC 施設についての排出基準の新設

石炭ガス化複合発電施設（IGCC 施設）を水銀排出施設へ追加することとし、規則別表第3の3に新たな項を設け対象施設を加えるとともに、同項下欄に掲げる排出基準は従来型の石炭火力発電所と同値の8マイクログラムとする。

第2 その他

改正告示に係る技術的に留意すべき事項等について、別添1の通り定める。また、改正省令及び改正告示の運用に当たっては、「水銀大気排出規制に関する主な質疑応答」（別紙）も参考にされたい。